令和８年度 高崎市・安中市消防組合特定事業主行動計画の実施状況及び高崎市・安中市消防組合における女性の活躍状況の公表

特定事業主名：高崎市・安中市消防組合　　令和８年７月公表

高崎市・安中市消防組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「高崎市・安中市消防組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、高崎市・安中市消防組合における女性の活躍状況を公表します。

【職業生活に関する機会の提供に関する実績】

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異（令和７年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	86.8　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.2　%
全職員	85.4　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部長相当職	―　%
課長相当職	100.8　%
課長補佐相当職	94.9　%
係長相当職	―　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	―　%
３１～３５年	99.8　%
２６～３０年	―　%
２１～２５年	98.7　%
１６～２０年	84.4　%
１１～１５年	94.9　%
６～１０年	93.2　%
１～５年	98.7　%

【説明欄】

◆「任期の定めのない常勤職員」の男女別の割合は、男性が 94.1%、女性が 5.9%である。また、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については会計年度任用職員が多数を占め、正規職員と比較すると平均給与額が低い。また、男女別の割合は、男性が 90.5%、女性が 9.5%である。

◆扶養手当や住居手当について、対象が世帯主や住居の契約者であることから、男性職員が受給することが多いため、勤続５年目頃から男女の給与の差異が生じやすくなる。

（各手当の受給者の男女割合）

・扶養手当　男 99%　女 1%　・住居手当　男 86%　女 14%

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	目標 （令和 12 年度末）	令和８年度	令和７年度	令和６年度
管理的地位にある職員 （係長相当職以上）	3.4　%	1.7　%	2.6　%	2.6　%

【説明欄】

令和 8 年度
係長相当職以上　男性 115 人　女性 2 人　計 117 人

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	令和８年度	令和７年度	令和６年度
課長相当職以上 （署長含む）	9.0　%	9.0　%	9.0　%
副署長職 （指揮隊長含む）	0　%	0　%	0　%
分署長職 （統括含む）	0　%	0　%	0　%
課長補佐相当職 （署長補佐含む）	1.4　%	3.0　%	0　%
係長相当職	0　%	0　%	6.0　%

【説明欄】

令和 8 年度
課長相当職以上　男性 10 人　女性 1 人　計 11 人
副署長職　男性 7 人　女性 0 人　計 7 人
分署長職　男性 13 人　女性 0 人　計 13 人
課長補佐相当職　男性 72 人　女性 1 人　計 73 人
係長相当職　男性 13 人　女性 0 人　計 13 人

Ⅳ　採用した職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	令和８年度	令和７年度	令和６年度
消防職	14.3　%	12.5　%	12.5　%

【説明欄】

令和 8 年 4 月 1 日採用人数　14 人
消防職　男性 12 人　女性 2 人

Ⅴ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（試験実施年度）

区分	令和７年度	令和６年度	令和５年度
消防職	5.8　%	7.7　%	11.7　%

【説明欄】

令和 7 年度実施
消防職　男性 81 人　女性 5 人

Ⅵ　職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	令和８年度	令和７年度	令和６年度
消防職	6.3　%	6.4　%	6.2　%

【説明欄】

令和 8 年度
消防職　男性 435 人　女性 29 人

Ⅶ　女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- 高崎市・安中市消防組合女性職員活躍推進行動計画を職員向けの電子掲示板に常時掲載し、全職員に対する周知を行いました。
- 新任係長及び新規採用職員を対象とした、女性職員の活躍推進に関する啓発を図るための研修を実施しました。

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

Ⅰ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	目標 (令和 12 年度末)	令和７年度	令和６年度	令和５年度
男性（1 日以上）	―	80.0　%	40.0　%	16.2　%
男性（2 週間以上）	100.0　%	80.0　%	40.0　%	16.2　%
女性	100.0　%	200.0　%	100.0　%	―　%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度	令和６年度
男性	―　%	―　%
女性	―　%	―　%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和７年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	―%	―%
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	―%	―%
２週間以上１月以下	80.0%	0.0%	―%	―%
１月超３月以下	15.0%	0.0%	―%	―%
３月超６月以下	0.0%	0.0%	―%	―%
６月超９月以下	0.0%	50.0%	―%	―%
９月超 12 月以下	5.0%	0.0%	―%	―%
12 月超 24 月以下	0.0%	50.0%	―%	―%
24 月超	0.0%	0.0%	―%	―%

【説明欄】

◆男性職員（常勤）における育児休業（1 日以上）の取得率は 80%を達成している。従前から 2 週間以上の育児休業を取得する職員がほとんどであるため、新たな目標として 2 週間以上の取得率を 100%と設定したところである。

Ⅱ　男性職員の配偶者出産休暇及び子の養育休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

１．男性職員の配偶者出産休暇及び子の養育休暇の取得率並びに合計５日以上の取得率

区分	目標 （令和 12 年度末）	令和７年度	令和６年度	令和５年度
配偶者出産休暇	―	100.0　%	92.6　%	91.9　%
子の養育休暇	―	68.0　%	81.5　%	75.7　%
合計５日以上取得	100.0　%	56.0　%	63.0　%	64.9　%

２．取得日数の分布状況（令和７年度）

配偶者出産休暇	１日未満	１日以上２日未満	２日	
	0.0　%	0.0　%	100.0　%	
子の養育休暇	１日未満	１日以上３日未満	３日以上５日未満	５日
	32.0　%	8.0　%	16.0　%	44.0　%
合計	１日未満	１日以上５日未満	５日以上７日未満	７日
	0.0　%	40.0　%	16.0　%	44.0　%

【説明欄】

令和 7 年度
配偶者出産休暇　1 日未満　0 人　1 日以上 2 日未満　0 人　2 日　25 人
子の養育休暇　1 日未満　8 人　1 日以上 3 日未満　2 人　3 日以上 5 日未満　4 人　5 日　11 人
合計　1 日未満　0 人　1 日以上 5 日未満 10 人　5 日以上 7 日未満　4 人　7 日　11 人

Ⅲ　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	目標 （令和 12 年度末）	令和７年度	令和６年度	令和５年度
内部部局等（消防局）	6.0 時間／月	8.6 時間／月	11.7 時間／月	10.6 時間／月
内部部局等以外（消防局以外）		5.3 時間／月	5.5 時間／月	5.7 時間／月
全体		5.7 時間／月	6.2 時間／月	6.1 時間／月

【説明欄】

令和 7 年度
内部部局等（消防局）　男性　9.3 時間/月　女性　6.4 時間/月
内部部局等以外（消防局以外）　男性　5.3 時間/月　女性　5.0 時間/月
全体　男性　5.7 時間/月　女性　5.4 時間/月

Ⅳ　年次有給休暇の平均取得日数

区分	目標 （令和 12 年度末）	令和７年度	令和６年度	令和５年度
正規職員	18.0 日	17.5 日	17.3 日	17.2 日

【説明欄】

令和 7 年度
男性　17.5 日
女性　18.6 日

Ⅴ　職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- 男性職員における育児休業、配偶者出産休暇および子の養育休暇の取得を促進するため、所属長を通じ、面談シートを活用した働きかけを実施しました。
- 管理職を対象とした育児休業取得促進研修を実施しました。
- 年次有給休暇の計画的な取得を促進するため、所属長を通じて業務の計画的遂行や応援体制の整備等、職員が年休を取得しやすい環境づくりに努めました。